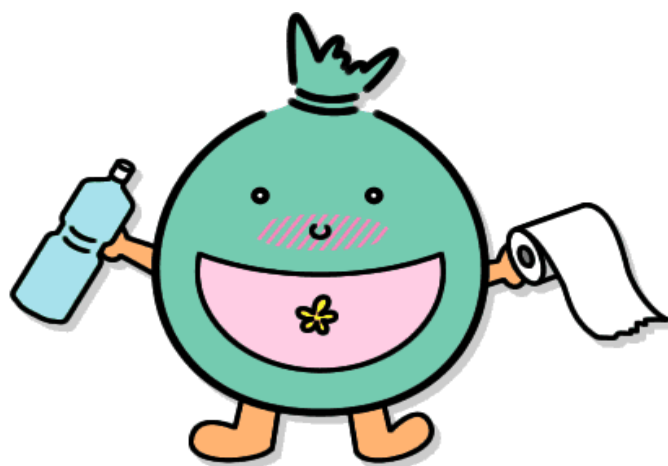


多量の事業系一般廃棄物搬入許可 申請手続きの手引き



令和7年9月

蓮田白岡衛生組合

— 目 次 —

1. 多量の事業系一般廃棄物搬入許可申請手続きについて-----	P 1
2. 事業所から排出される廃棄物の区分について-----	P 2
3. 搬入にあたっての諸注意事項-----	P 4
蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（抜粋）-----	P 5
蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（抜粋） -----	P 8
様式第 7 号 多量の事業系一般廃棄物搬入許可申請書（記入例）-----	P 11
事業所周辺の地図（記入例）-----	P 12

— 添付書類 —

申請書類

様式第 7 号 多量の事業系一般廃棄物搬入許可申請書	1 部
事業所周辺の地図	1 部

申請内容に変更が生じた場合の申請書類

様式第 9 号 多量の事業系一般廃棄物搬入許可申請事項変更申請書	1 部
----------------------------------	-----

搬入許可証及び搬入許可カードを紛失又はき損した場合の申請書類

様式第 1 1 号 多量の事業系一般廃棄物搬入許可証再交付申請書	1 部
----------------------------------	-----

1. 多量の事業系一般廃棄物搬入許可申請手続きについて

1) 許可申請の趣旨

この申請は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第5項並びに蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（平成18年条例第7号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、蓮田白岡衛生組合（以下「組合」という。）の行政管内において、事業活動に伴い多量の事業系一般廃棄物を生じる事業者が、自ら処分することが困難な事業系一般廃棄物を組合の指定する処分地へ搬入するために行う申請手続きとなります。

2) 対象となる事業者

事業者自らの事業活動に伴い事業系一般廃棄物を反復して廃棄する場合であって、当該廃棄物を自ら当組合の指定する施設へ定期的に搬入する事業者が申請の対象となります。

なお、条例第20条及び施行規則第14条の規定による、1日の平均排出量が100kg以上排出する多量排出事業者に該当する場合は、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出が必要となります。

当該搬入許可の有効期限は、令和7年11月1日から令和9年10月31日までの2年間です。

3) 申請書類について

「多量の事業系一般廃棄物搬入許可申請書（様式第7号）」及び事業所周辺の地図に必要事項を記入して申請してください。

令和7年10月1日（水）までに申請してください。

4) 留意事項について

申請にあたっては、次のことに留意してください。

(1)申請書は、(11.12 ページ **(記入例)**) を参照され、排出事業所周辺の地図を添付してください。また、記入漏れがないようにご注意ください。

(2)申請者は商号または名称を記入し、事業所の代表者名で申請してください。

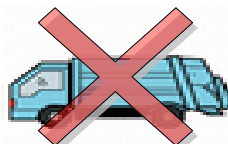
なお、申請者住所と排出事業所の所在地が異なる場合は、排出事業所の所在地並びに連絡先等を備考欄に記載してください。

(3)搬入車両は2トン車以下とします。また、搬入車両が複数となる場合は、主に搬入に使用される車両1台の登録番号を記載してください。

積載重量2t未満の車両



注) 積載重量2tを超える車両



(4)申請内容に変更が生じた場合は、その事実が生じた日から15日以内に「多量の事業系一般廃棄物搬入許可申請事項変更申請書（様式第9号）」により申請してください。

(5)搬入許可証及び搬入許可カードを紛失又はき損した場合は、直ちに「多量の事業系一般廃棄物搬入許可証再交付申請書（様式第11号）」により申請してください。

2. 事業所から排出される廃棄物の区分について

1) 廃棄物の区分

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）により、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されています。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭ごみとオフィスや飲食店などから発生する事業系ごみに分類されます。

<廃棄物の区分（表）>

廃 棄 物	家庭系廃棄物 ※一般家庭から発生した廃棄物 ※分別は自治体による	一般廃棄物	燃えるごみ ・ 燃やせないごみ ガラス類 ・ 飲食料用缶 ペットボトル ・ 有害・危険ごみ 古紙（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）・布類 粗大ごみ
	事業系廃棄物 ※事業活動に伴って発生した廃棄物	事業系一般廃棄物	産業廃棄物以外のもの
		産業廃棄物	21種類

2) 事業系一般廃棄物とは

事業系一般廃棄物とは、事務所・食堂・商店・工場など事業活動に伴って生じた各種廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物であって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条第1項」及び「蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（平成18年条例第7号）第5条」において自己処理責任が定められています。

3) 産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で定められた次の21種類を指し、あらゆる事業活動に伴うものと特定の業種から排出されるものに限定されているものがあります。

注) 事業所から排出される廃棄物は、家庭ごみの集積所を利用することはできません。

○あらゆる事業活動に伴うもの

- (1) 燃え殻（石炭火力発電所から発生する石炭がらなど）
- (2) 汚泥（工場排水処理や物の製造工程から排出される泥状のもの）
- (3) 廃油（潤滑油、洗浄油などの不用になったもの）
- (4) 廃酸（酸性の廃液）
- (5) 廃アルカリ（アルカリ性の廃液）
- (6) 廃プラスチック類
- (7) ゴムくず
- (8) 金属くず
- (9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- (10) 鉱さい（製鉄所の炉の残さいなど）
- (11) がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片など）
- (12) ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）

○特定の事業活動に伴うもの

- (13) 紙くず（建設業、紙製造業、製本業などの特定の業種から排出されるもの）
- (14) 木くず（建設業、木材製造業などの特定の業種から排出されるもの）
- (15) 繊維くず（建設業、繊維工業から排出されるもの）
- (16) 動植物性残渣（食品製造業において原料として使用した動植物に係る不要物）
- (17) 動物系固形不要物（と場において処分した獣畜、食鳥処分場において処分した鳥）
- (18) 動物のふん尿（畜産業から排出されるもの）
- (19) 動物の死体（畜産業から排出されるもの）
- (20) 上記 19 品目の廃棄物を処分するために処理したもの（13 号廃棄物）
- (21) 輸入された廃棄物（1 から 20 の廃棄物・航行廃棄物・携帯廃棄物を除く）

注）特定の事業活動に伴うものの場合、それ以外の業種の事業活動による木くず、紙くず等は事業系一般廃棄物となります。



産業廃棄物に関する問合せ先

社団法人 埼玉県環境産業振興協会 048-822-3131

3. 搬入にあたっての諸注意事項

1) 事業系一般廃棄物

燃えるごみ、飲食料用缶（従業員が飲食したものに限る）、空き瓶・ペットボトル（従業員が飲食したものに限る）、資源ごみは、それぞれ品目毎に分別をして搬入してください。

燃えるごみ



飲食料用缶



空き瓶・ペットボトル



資源ごみ



注) ダンボール箱はごみの運搬容器として使用せず、資源ごみとして搬入してください。



2) 産業廃棄物

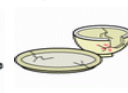
プラスチック、ビニール、一斗缶等の金属類、ガラス類・陶磁器類などは産業廃棄物に該当し、これらが多量に発生する場合や処理困難物（蛍光管、農薬・薬品類、分解・分別がされていないもの等）は当組合処理施設へ搬入することはできません。

ただし、当組合での処理に支障のない範囲の産業廃棄物については受入をしております。（産業廃棄物を搬入する際は事前にご相談ください。）

プラスチック ビニール 一斗缶等の金属類



ガラス類・陶磁器

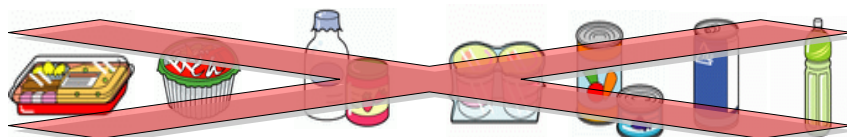


蛍光管



注) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を混載して同時に搬入をする場合は、それぞれ処理手数料が異なるため2回計量となります。また、産業廃棄物の搬入は事業系一般廃棄物搬入カードの使用はできませんのでご注意ください。

3) 分別されていない廃棄物（容器内に飲食物が残っているもの等）は搬入できません。



注) 廃棄品等の中身の厨芥類は事業系一般廃棄物、容器は産業廃棄物に該当します。廃棄物の区分にならい、それぞれ分別して適正に処理を行ってください。

4) 蓮田市・白岡市以外の事業所から発生した廃棄物は搬入できません。

5) 蓮田白岡環境センター内は、一般持込者（住民利用者）が優先となりますので、トラブルが発生しないよう車両通行等に十分注意してください。

蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（抜粋）

（平成 18 年 12 月 28 日条例第 7 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって住民のより良い快適環境の創造を目指した循環型社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、[廃棄物の処理及び清掃に関する法律](#)（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、[資源の有効な利用の促進に関する法律](#)（平成 3 年法律第 48 号）及び[浄化槽法](#)（昭和 58 年法律第 43 号）の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。
- （2） 事業系一般廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （3） 再生利用 廃棄物を再び利用し、若しくは資源として利用し、又は不用品を活用することをいう。
- （4） 再生品 再生資源を用いて製造又は加工されたものをいう。
- （5） 資源物 再生利用を目的として蓮田白岡衛生組合（以下「組合」という。）が分別して収集するものをいう。

第 3 条～第 4 条（略）

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を推進するように努めるとともに、その生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、この条例に定める責務を誠実に遂行するため、事業体制の整備、従業員の教育その他必要な措置を講じるように努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工及び販売等に係る製品及び容器等が廃棄物となった場合において、その処理が困難とならないように、適正な材質の選択及び包装の課題化の抑制を行うとともに、それらが廃棄物として排出された場合は、その回収に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する組合の施策に協力するよう努めなければならない。

5 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、再生利用が可能な物の分別の徹底を図ることにより、その減量に努めなければならない。

(協力の責務)

第6条 組合、住民及び事業者は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進について相互に協力しなければならない。

2 組合は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する事業の実施にあたり、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図るものとする。

3 蓮田白岡衛生組合管理者（以下「管理者」という。）は、前2項の協力を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(指導及び助言)

第7条 管理者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要と認めるときは、住民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第8条～第11条 (略)

(事業系一般廃棄物の処理)

第12条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合には、その種類ごとに分別し、[法第6条の2第2項](#)及び[第3項](#)に規定する一般廃棄物処理基準及び生活環境に支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分できない場合には、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うものに運搬させ、若しくは処分させなければならない。

3 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

4 事業者は、多量の事業系一般廃棄物を処理施設に継続して搬入するときは、あらかじめ管理者に搬入の申請を行い、搬入の許可を受けなければならない。

5 前項の規定による搬入の許可に関し、必要な事項は規則で定める。

(一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物)

第13条 [法第11条第2項](#)の規定により、組合が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて容易に処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内の量のものとし、規則で定めるものとする。

(排出基準等)

第14条 組合が行う家庭系廃棄物の収集を受けようとする者は、組合が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)の使用等について、管理者が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法(以下「排出基準」という。)に従って排出しなければならない。

2 住民は、家庭系廃棄物の収集を受けるに際して、家庭系廃棄物が飛散し、流失し、又は悪臭が発散しないように集積場所に排出するとともに、集積場所利用者が相互に協力し、当該集積場所を清潔に保たなければならない。

3 組合の処理施設において一般廃棄物の処理を受けようとする者は、管理者が定める一般廃棄物の分別及び処理施設への搬入方法(以下「搬入基準」という。)に従って処理施設に搬入しなければならない。

- 4 管理者は、排出基準、搬入基準及び一般廃棄物処理計画に適合しない一般廃棄物については、収集又は処理施設への搬入を拒否することができる。

第15条（略）

（適正処理困難物の指定）

第16条 管理者は、処理施設の設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。

- 3 管理者は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

（排出等の禁止物）

第17条 次の各号に掲げる一般廃棄物は、組合が行う家庭系廃棄物の収集に際して排出し、又は処理施設に搬入してはならない。

- （1） 有害性のある物又は有害性物質を含む物
- （2） 危険性のある物
- （3） 爆発性、発火性又は引火性のある物
- （4） 著しく悪臭を発する物
- （5） [令第1条](#)に定める特別管理一般廃棄物に指定されている物
- （6） [特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項](#)に規定するもののうち、同法第9条の規定に該当する物
- （7） 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じる物

- 2 前項各号に掲げる家庭系廃棄物の処分を行おうとする者は、管理者の指示に従わなければならない。

第18条・第19条（略）

（一般廃棄物減量計画等）

第20条 管理者は、[法第6条の2第5項](#)の規定による多量の事業系一般廃棄物を発生させる事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対し、必要と認めるときは、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画（以下「一般廃棄物減量計画」という。）を作成させ、又は当該事業系一般廃棄物を搬入すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

- 2 前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた多量排出事業者は、これを作成し、管理者に提出しなければならない。

（改善勧告）

第21条 管理者は、前条の規定による指示に従わない多量排出事業者があるときは、当該多量排出事業者に対し期限を定めて必要な措置を講じさせるための改善勧告を行うことができる。

(受入拒否)

第 2 2 条 管理者は、前条の規定による改善勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の組合の処理施設への受入れを拒否することができる。

第 2 3 条～第 3 8 条 (略)

蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則 (抜粋)

(平成 19 年 3 月 30 日規則第 1 号)

第 1 条～第 7 条 (略)

(多量の事業系一般廃棄物の搬入許可)

第 8 条 [条例第 12 条第 4 項](#)の規定による多量の事業系一般廃棄物を組合の廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)に搬入しようとする者は、多量の事業系一般廃棄物搬入許可申請書([様式第 7 号](#))を提出して管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による多量の事業系一般廃棄物は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物であって、事業者自ら再生利用の促進に努めてもなお処分が困難なものに限る。

3 管理者は、第 1 項の許可をするときは、多量の事業系一般廃棄物搬入許可証(以下「搬入許可証」という。)([様式第 8 号](#))及び多量の事業系一般廃棄物搬入許可カード(以下「搬入許可カード」という。)(様式第 8 号の 2)を交付する。

4 前項の搬入許可証及び搬入許可カードの有効期限は、組合が定める日から 2 年以内とする。

5 第 1 項の申請者は、その申請書の記載事項に変更が生じたときは、その事実が生じた日から 15 日以内に多量の事業系一般廃棄物搬入許可申請事項変更申請書([様式第 9 号](#))を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

6 管理者は、前項の申請を許可するときは、多量の事業系一般廃棄物搬入許可事項変更承認通知書([様式第 10 号](#))により通知するものとする。

7 第 3 項の規定により搬入許可証及び搬入許可カードの交付を受けた者は、当該搬入許可証及び搬入許可カードを紛失し、又はき損したときは、直ちに多量の事業系一般廃棄物搬入許可証再交付申請書([様式第 11 号](#))を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

(組合が処分することができる産業廃棄物)

第9条 [条例第13条](#)の規定により組合が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は、次に掲げるもので一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲の質及び量のものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 廃プラスチック類
- (5) 金属くず
- (6) ガラス及び陶磁器くず
- (7) 動植物系固形不要物
- (8) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に支障を生じないものとして管理者が認めたもの

第10条 (略)

(搬入基準)

第11条 [条例第14条第3項](#)の規定により一般廃棄物を処理施設に搬入しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 組合の一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別すること。
- (2) 搬入する一般廃棄物が[条例第16条第1項](#)及び[第17条第1項](#)各号に掲げるもの以外であること。
- (3) その他処理施設に支障を生じないものであること。

(搬入拒否)

第12条管理者は、[条例第14条第4項](#)の規定による収集又は処理施設への搬入を拒否するときは、当該排出者に対し、搬入拒否通知書 ([様式第12号](#)) により通知するものとする。

第13条 (略)

(多量の事業系一般廃棄物の範囲)

第14条 [条例第20条第1項](#)に規定する管理者が指示することができる多量の事業系一般廃棄物搬出事業者の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 可燃物ごみ 1日の平均排出量が100キログラム以上搬出する事業者
 - (2) 不燃物ごみ及び粗大ごみ 管理者が適正と認める量以上搬出する事業者
- (改善勧告)

第15条 [条例第21条](#)の規定により管理者が行なう改善勧告(以下「改善勧告」という。)は、改善勧告書 ([様式第13号](#)) により行うものとする。

- 2 改善勧告を受けた者が、当該勧告に基づき改善その他必要な措置を講じたときは、速やかにその旨を書面により管理者に報告しなければならない。

(受入れ拒否)

第16条 管理者は、[条例第22条](#)の規定により事業系一般廃棄物の受入れを拒否するときは、当該事業者に対し、受入拒否通知書 ([様式第14号](#)) により通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による受入れを拒否したのち、当該廃棄物の受入れを再開しようとするときは、当該事業者に対し、受入再開通知書 ([様式第15号](#)) により通知するものとする。

第17条～第43条 (略)

◎提出先及び問合せ先： 埼玉県白岡市篠津1279-5
蓮田白岡衛生組合 (蓮田白岡環境センター)
廃棄物対策課 指導担当
TEL 048-766-3738 (蓮田局)
0480-92-8839 (白岡局)